

令和5年5月29日
障 害 福 祉 部

(仮称) 世田谷区手話言語条例 (骨子案) について

1. 主旨

区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるため、(仮称) 世田谷区手話言語条例 (以下「条例」という。) の制定に向けた検討を開始し、令和5年2月10日の福祉保健常任委員会に検討状況を報告した。

この度、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会 (以下「検討会」という。)、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見を伺いながら検討を行い、「骨子案」としてまとめたので報告する。

2. 経緯

- ・ 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例(※1)の制定に向けた検討において、当初、言語としての手話に関する内容についても、同一の条例に盛り込む方向で検討を進めていた。
- ・ 条例の検討過程において、専門家会議等から「言語としての手話(※2)」と「意思疎通手段としての手話(※3)」を同一の条例に盛り込むことにより「言語としての手話」について社会の認知や理解が深まらない恐れがあるとの意見があったことを踏まえ、独立した手話言語条例の制定を検討することを令和4年5月26日の福祉保健常任委員会に報告した。
- ・ これまでの経緯(※4)を踏まえ、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるため、(仮称) 世田谷区手話言語条例の制定に向けた検討を開始することを令和4年11月11日の福祉保健常任委員会に報告し、令和5年2月10日の福祉保健常任委員会でも条例の検討状況を報告した。

※1 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例

- ・・・障害理解の促進・障害者差別の解消、情報コミュニケーション、だれもが活躍できる場の拡大等を定めた条例

※2 言語としての手話

- ・・・手話が物の名前や抽象的な概念等を手指や顔の動き等により視覚的に表現する独自の文法を持つ一つの言語であるということ
障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) では、障害者が、文化的・言語的な同一性の承認と支持を受ける権利を有することを定めており、そこには手話 (手話言語) や聾 (ろう) 文化も含まれている。また、国においては、障害者基本法に「言語 (手話を含む)」と明記されている。

※3 意思疎通手段としての手話

- ・・・手話が音声や筆談等と同様に情報を取得、利用し、他人との意思疎通を図るための手段であるということ

※4 これまでの経緯（国や都、区の動き）

- | | |
|---------|---|
| 平成26年7月 | (区) 区議会で「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」が全会派一致で趣旨採択 |
| 令和 元年6月 | (国) 手話言語法案が衆院に提出 → 閉会中審査 |
| 令和 3年4月 | (区) 「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の検討開始 |
| 令和 4年5月 | (国) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立、施行
<付帯決議> 手話言語法の立法、手話に関する施策の推進 |
| 9月 | (都) 東京都手話言語条例が施行
(国) 障害者権利委員会から日本政府に出された勧告 |
| 令和 5年1月 | (区) 「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」施行 |

3. 条例（骨子案）の構成

前 文

1 目的

- ・ 手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進や手話の普及のための基本理念を定めること。
- ・ 区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を条例として定め、ろう者、難聴者、中途失聴者等の手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与すること。

2 基本理念

- ・ 一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会を実現すること。

3 区の責務

- ・ この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり次のとおり責務を定める。
- ① 手話を必要とする者の権利を尊重し、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解の促進及び手話を普及させていくこと。

《方向性》

手話言語の普及啓発

- ② 手話を必要とする者が言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を使用するための切れ目ない社会環境整備を推進していくこと。

《方向性》

手話通訳者・指導者など人材の確保・養成、学習機会の確保、相談支援の充実

- ③ 手話を必要とする者が必要な情報を手話で取得できるよう、手話を用いた情報発信を促進していくこと。

《方向性》

手話言語による区政に関する情報発信、情報アクセスの拡充

4 事業者の役割

- ・ 地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めること。
- ・ 区が実施する手話に関する施策に協力するよう努めること。
- ・ 手話を必要とする者が利用しやすい事業の運営に努めること。

5 区民の協力

- ・ 地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めること。

6 手話の普及啓発

- ・ 手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うよう努めるものとする。

《主な取組みの例》

- (1) 区立小中学校における手話の普及や理解促進に関する啓発
- (2) 区報紙面に手話を掲載するコーナーの設置
- (3) 区民向け手話講習会の拡充
- (4) 区公式YouTubeチャンネルを活用した手話ミニ講座の動画配信
- (5) 事業者や区職員、教員向け手話講座の実施

7 手話を用いた情報発信

- ・ 手話を必要とする者が区政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。

《主な取組みの例》

- (1) 動画等様々なツールを使った発信及び動画内の手話通訳の推進
- (2) イベントや会議等での手話通訳の配置の促進
- (3) オンラインによる手話の利用に関する支援体制の整備

8 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等

- ・ 手話を必要とする者が手話通訳者の派遣等により意思疎通を図るための支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。
- ・ 手話通訳者を増加させるための啓発活動を行うものとする。

《主な取組みの例》

- (1) 区民向け手話講習会の拡充
- (2) 手話通訳者の現任研修の充実

9 災害時における措置

- ・ 災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

《主な取組みの例》

- (1) オンラインによる遠隔手話通訳サービスの導入

4. 条例制定にあたっての基本的な考え方等

(1) 条例により目指すもの

- ・ 手話が言語であることやろう者の文化についての理解の促進
- ・ 手話を必要とするすべての人の権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現
- ・ 区の責務や、区民及び事業者の役割等について定め、手話の理解や普及、手話の担い手を含めた社会環境整備などの取り組みを、計画的に推進

(2) 条例の基本理念

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されること。

(3) 条例の名称について

現時点では、手話が言語であることを簡潔かつ明確に表すため「(仮称) 世田谷区手話言語条例」としている。今後、パブリックコメント、障害当事者や障害者団体、障害者施策推進協議会等から幅広く意見をいただいたうえで、区民に分かりやすく親しみのある名称を決定する。

(4) パブリックコメントの実施について

条例が目指すものを早い段階から障害当事者を含む区民等に理解していただくこと、また、いただいた意見を条例の理念や内容に十分に活かすとともに、条例に基づく施策を次期せたがやノーマライゼーションプランへ反映させるため、条例（骨子案）の段階でパブリックコメントを行う。

5. 条例に基づく施策展開について 【別紙】参照

(1) 施策展開について

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び「(仮称) 世田谷区手話言語条例」に基づく施策については、次期せたがやノーマライゼーションプランに反映し、計画的に展開を図っていく。

(2) 重点的な取り組みについて

手話を使う当事者は、手話通訳者を介して日本語（音声日本語）を話す人とやり取りすることが多い。一方で、日常生活や学校、就労、福祉サービス利用等の場面において、手話をできる人が少ないため、手話を必要とする当事者が手話を使うことができない場面が多い。

区では、(仮称) 世田谷区手話言語条例の制定を契機として、手話を必要とする当事者が手話を使うことができるような環境整備に重点的に取り組むこととする。

6. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	5月	福祉保健常任委員会(条例骨子案)
	6月	手話に関するワークショップ、パブリックコメント（条例骨子案）
	9月	福祉保健常任委員会(条例素案)
	11月	福祉保健常任委員会(条例案)

第4回定例会（条例案の提案）

令和6年 4月

条例施行

参考

○ 条例検討会の委員構成

区分	氏名	所属
学識経験者	朝日 雅也 (会長)	埼玉県立大学 社会福祉子ども学科 教授
学識経験者	金澤 貴之	群馬大学 共同教育学部 教授
手話を必要とする 当事者	唯藤 節子	NPO法人 世田谷区聴覚障害者協会 会長
手話通訳者	池田 幸江	世田谷区登録手話通訳者連絡会
障害者団体代表	村井 やよい (会長代理)	世田谷区障害者団体連絡協議会 会長
区民	木原 由起子	区民
区	須藤 剛志	障害福祉部

○ 条例検討会での主な意見

条例制定について	
1	世田谷区が手話言語に関する条例を制定することで、手話やろう者の文化について区民の理解が広まることを期待する。
2	手話が言語であることを示すための条例としたい。手話を普及し、手話を学ぶ機会の確保を進めてほしい。
3	手話は差別されてきた。言語としてみなされてこなかった歴史がある。手話は自分の思考を作る言語、ろう者にとって命であった。ろう者の言語であることを理解してもらうことが意思疎通の条例ではできない点である。
条例の名称について	
1	地域共生社会の流れや社会環境整備のことも考慮し、長い条例名になってもいいので、目的や理念を具体的に表した条例名にしてはどうか。
2	短くわかりやすい条例名がよい。
「手話」の呼称、種類について	
1	手話には、ろう当事者団体の思いや歴史的経緯、学術的な考え方などの背景があり、「手話」「手話言語」「日本手話」「日本語対応手話」などの呼称があるが、難しい話になると住民の理解は進まない。

2	<p>先天的なろう者や中途失聴者、聞こえない人は、それぞれ様々なレベルで手話を使っている。呼称の問題や理念で、そうした方々を分断することが無いように「手話」と呼称することを基本とした方がいい。</p>
3	<p>例えば、英語を話す人には、英語を母語とする人、文法を間違った英語を話す人、英単語だけを使う人もいるが、いずれも英語であり、その相手に「それは英語ではない」とは言わない。これと同様に、どのように手話を使っている人も「手話」として尊重できるようにした方がいい。</p>
手話を取り巻く環境の課題や今後の施策について	
1	<p>福祉施設や福祉サービスでの手話について。ろう者が高齢になってから施設や福祉サービスを利用する際、手話ができる人がいないと、ろう者は孤独になる。ろう者専用の施設は難しくとも、ろう者のヘルパーや手話のわかるヘルパーを増やすことが出来ないか。</p>
2	<p>将来的な担い手について。手話通訳者は全国的に平均年齢が高くなっていて、聴覚障害児の人工内耳装着も進んでいる状況で、手話という言語自体が、絶滅が危惧される状況にある。若い世代を含めて手話の裾野を広げていく必要がある。</p>
3	<p>手話言語条例を制定した自治体は多いが、具体的な手話理解や施策推進につながっていない場合がある。自治体において、手話に関する協議会の設置や、手話に関する実施計画の策定について検討できないか。</p>
4	<p>災害時にSNSが使えたことで、聴覚障害者の情報取得が可能であった。過去に学び、災害時に何が問題か、エビデンスに基づいて考えることが必要ではないか。</p>